

「2025～2026年度役員選挙実施要項」

役員を選任に関する定款(第14条、第15条)ならびに定款施行細則(第5条)に基づき、「2025～2026年度役員選挙実施要項」を定める。

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、賀来隆治委員長、笹川智貴委員の各評議員で構成する。

選挙の公示日及び公示方法

2024年12月10日に全評議員へ電子メールおよびホームページの掲示板で公示する。

定数

理事15名(ただし、女性の最低数を2名とする)、監事2名とする。

*定款施行細則(第5条 第5項)により、理事は最初に得票数の多い女性2名を当選とし、残りの候補者で順位付けし、残りの定数まで当選とする。

立候補者の資格

理事候補者及び監事候補者ともに2024年度の評議員資格を有する者

立候補の方法と締め切り

理事2名の推薦を得た上で所定の立候補届用紙をもって事務局に電子メールの添付による届け出をする。立候補届けの締め切りは2025年1月10日に事務局へ必着とする。

立候補者の公開

2025年1月15日に全評議員へ電子メールおよびホームページの掲示板で公開する。

選挙人の資格

2024年度の評議員資格を有する者

選挙方法

・立候補者数が定数以内の場合

立候補者全員を当選とし、投開票は実施しない。

・立候補者数が定数より多い場合

* 選挙方法の詳細は電子メールおよびホームページで通知する。

電子投票による。

電子投票には候補者全員の氏名の横にチェック欄を設ける。選挙人は、投票する候補者全員のチェック欄にチェックする方法により投票する。

理事定数（15名）および監事定数（2名）のチェックがない投票は、無効とする。

投票は2025年1月24日から2月7日とする

開票及び結果の公開

2025年2月8日に、事務局で開票する。

当選者の決定は、定款施行細則第5条第5項の定めによる。

開票結果は、2025年2月10日にホームページの掲示板で公開する。

2025～2026年度役員選挙管理委員会

委員長 賀来 隆治

委員 笹川 智貴